揖斐川町春日デイサービスセンター指定地域密着型通所介護及び
指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会が開設する揖斐川町春日デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従業者（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

（指定地域密着型通所介護の運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護の基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担全般にわたる援助を行うものとする。

２　事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの運営の方針）

第３条　指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

２　指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告するものとする。

３　アクティビティについては、計画的に集団的に行なわれるレクリエーション、創作活動等の機能訓練を実施することとし、サービスの提供にあたっての安全管理体制の確保に努めるものとす

る。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　揖斐川町春日デイサービスセンター

（２）　所在地　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合３４２０番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する通所介護従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　管　　理　　者　１名

管理者は、通所介護従業者及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　生 活 相 談 員　１名以上

生活相談員は、利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連絡調整を行う。

（３）　看　護　職　員　１名以上

看護職員は、利用者の健康及び心身状態の管理を行う。

（４）　介　護　職　員　２名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

（５）　機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　月、火、水、木、金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１月２日、１月３日、１２月２９日から１２月３１日までを除く。

（２）　営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）　サービス提供時間　午前９時から午後４時までとする。

（指定地域密着型通所介護の利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、１８名とする。

（事業の内容及び利用料等）

第８条　指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の所得に応じて負担割合は、その１割か２割または３割の額とする。

（１）　居宅要介護者等について、老人デイサービスセンター等に通わせ、その施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの並びに機能訓練を行うこと。

２　指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、当該介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の所得に応じて負担割合はその１割か２割または３割とする。

（１）　居宅要支援者が本来持っている能力を引き出し、在宅生活においてその能力が生かせるよう 、生活行為の向上を支援すること。

３　その他の費用の額

（１）　第 10 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

ア　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね１０キロメートル未満　５００円

イ　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね１０キロメートル以上　１，０００円

（２）　通常の事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を越える費用については実費を徴収するのもとする。

（３）　食費　　７００円

（４）　おむつ代　　実費

（５）　利用者がサービスの利用当日にサービスの利用を中止した場合には利用者実費分（食費）を徴収するものとする。

（６）　前各号に掲げるもののほか、利用者に負担させる事が適当と認められる費用。

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者及びその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　通所介護従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び介護支援専門員に連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、揖斐川町の全域とする。

（賠償責任）

第１１条　事業所はサービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

（衛生管理）

第１２条　事業所は通常介護に使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　通所介護従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、通所介護従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また管理者は、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設け、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

２　非常災害に備え、年に１回は避難、救出その他の必要な訓練等を行うものとする。

（相談、苦情、ハラスメント対応）

第１４条　提供した事業に関する利用者の相談、苦情、ハラスメント等に対し迅速かつ適切に対応するため担当職員を 1 名置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第１５条　事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(１)　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するととも

に、その結果について、通所介護従業者等に周知徹底を図る。

（２） 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、通所介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を年１回以上実施する。

（４） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の防止に関する事項）

第１６条　事業者は、サービス提供に当たっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（業務継続計画）

第１７条　業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して通所介護の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（運営推進会議）

第１８条　当事業所の運営する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけではなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

２　運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。

３　運営推進会議の開催はおおむね６箇月に１回以上とする。

４　事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条　事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（１） 採用時研修　採用後　６ヶ月以内

（２） 継続研修　　随時

２　事業者はサービス担当者会議等に利用者及びその家族の個人情報を使用する場合は、あらかじめ利用者及びその家族に説明のうえ、同意を得るものとする。

３　通所介護従業者は業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

４　通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容に含むものとする。

５　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年５月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年５月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年６月１１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年１月１７日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年３月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年５月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年２月２２日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月２６日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

（Ｒ８．１０．１改正）